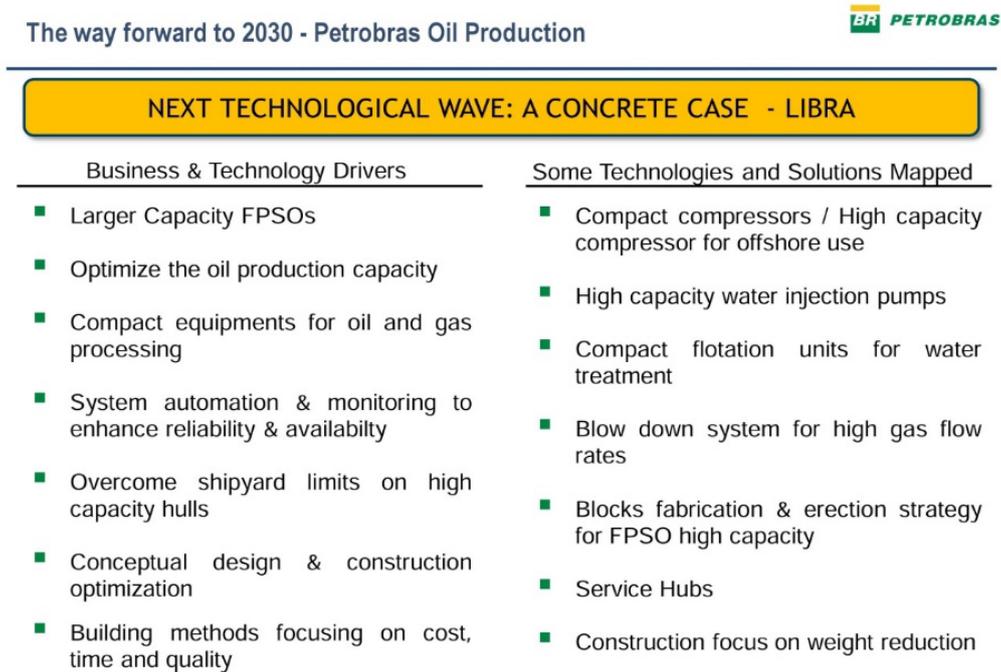


次の図表は、Libra 鉱区開発における技術チャレンジを示している。

図表－ 127 Libra 鉱区開発における技術チャレンジ



図表－ 128 リフティングコストの低減

リフティングコストの低減 



* Lifting Cost in Brazil and abroad

図表－ 129 石油精製及び天然ガス部門の Capex

石油精製及び天然ガス部門の CAPEX



RTC: Refining, Transportation and Commercialization; G&E: Gas & Energy; PBIO: Petrobras Biocombustível; R&D: Research & Development

24

図表－ 130 精製部門及びガス部門のプロジェクト

主なプロジェクト

RNEST (Abreu e Lima)	
1st Refining set (Train I)	100 kbpd → 130 kbpd SNOX unit (under procurement)
2nd Refining set (Train II)	Seeking partnership

Pre-salt gas flow	
Route 1	Expansion of UTGCA under study
Route 3	Gas pipeline and Gas Processing Unit implementation

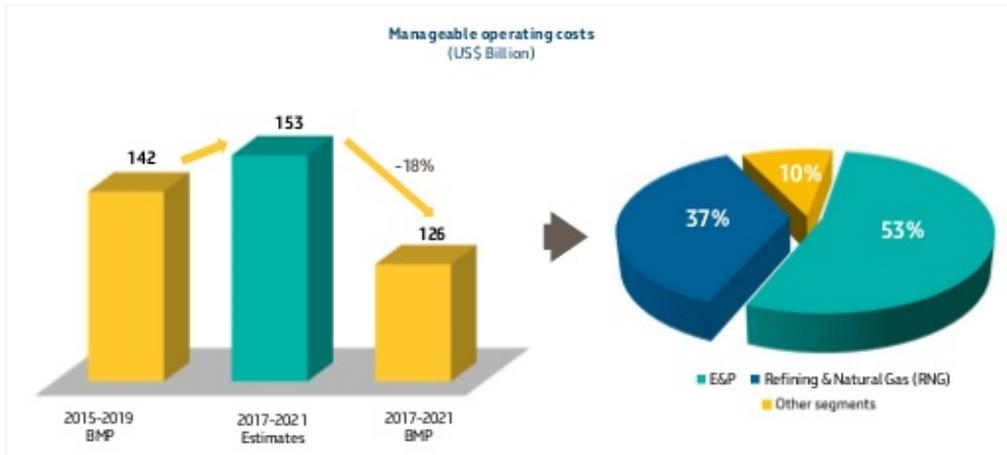
COMPERJ	
Gas Processing Unit	In final stages
Refinery	Seeking partnership



SNOX: emission reduction unit
UTGCA: Monte Arato Gas Treatment Unit

図表－ 131 経費削減

経費削減



11

図表－ 132 四半期ごとの石油及び製品の輸出入量

四半期毎の石油及び製品の輸出入量（千バレル／日）



37

図表－ 133 資産売却の達成度

パートナーシップと資産売却：69%達成した2015-2016の目標

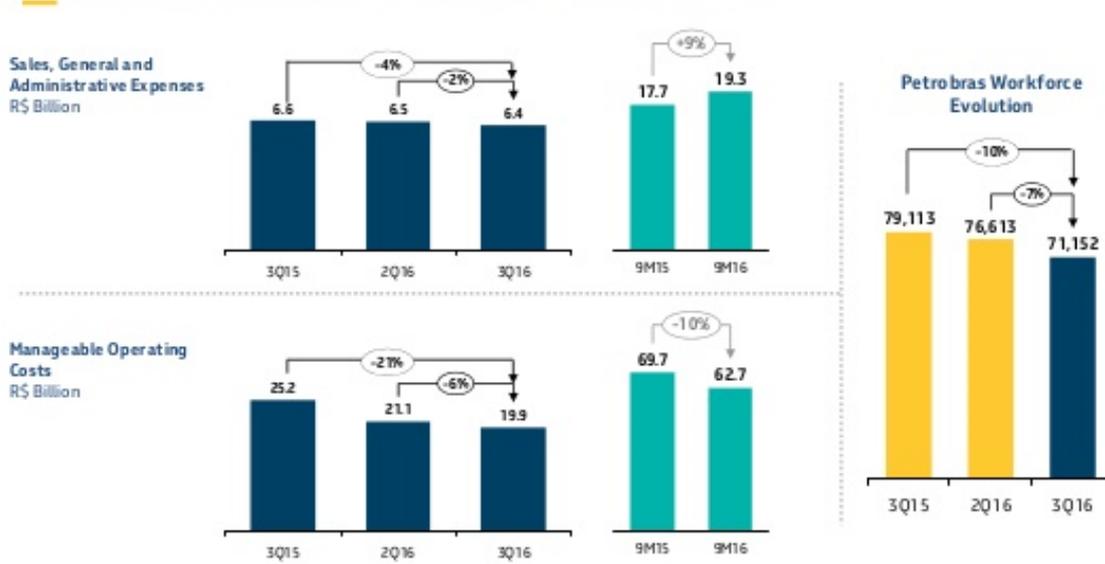


Partnerships and divestments with signed contracts	Partnerships and divestments in final stages of negotiation already announced	Strategic Partnerships already announced	Ongoing Divestments already announced
<ul style="list-style-type: none"> Bacia Austral assets in Argentina, with Compañía General de Combustibles S.A. 49% Gaspetro with Mitsui 66.7% PESA with Pampa Energia Petrobras Chile Distribución with Southern Cross Group 66% BM-S-8 (Carcaraí) with Statoil 90% of Nova Transportadora do Sudeste (NTS) with Brookfield Nansai refinery with Taiyo Liquigás with Ultrapar 	<ul style="list-style-type: none"> Petroquímica Suape and Citepe with Alpek Baúna and Tartaruga Verde fields with Karoon 	<ul style="list-style-type: none"> MoU with Statoil – focus on revitalization of Post-Salt fields MoU with GALP – focus on partnerships in regions worldwide in which the companies have a shared interest, besides training and deepwater reservoir research MoU with TOTAL – focus in the E&P, Gas, Energy and Refining segments in Brazil and abroad 	<ul style="list-style-type: none"> Partnership in Petrobras Distribuidora (BR) Onshore shallow waters fields LNG Terminals Thermal power plants

43

図表－ 134 2016年度オペレーションコストの削減率

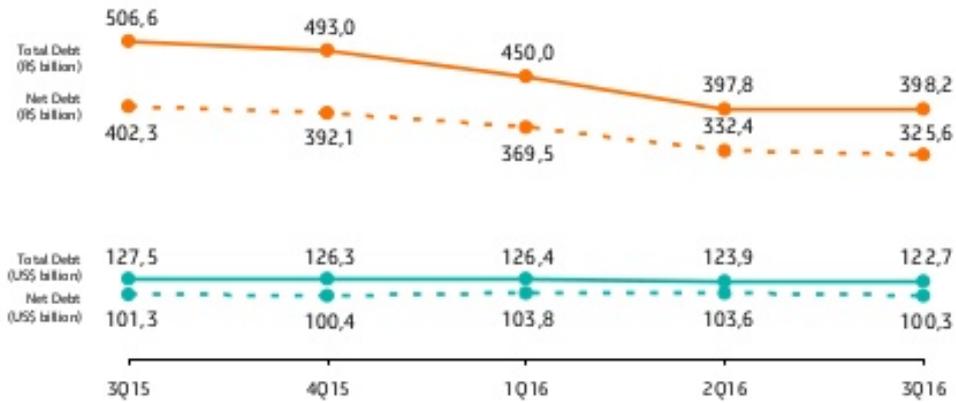
2016年度のオペレーションコスト削減率：10%



44

図表－ 135 負債の削減

2016年第3四半期迄の負債削減

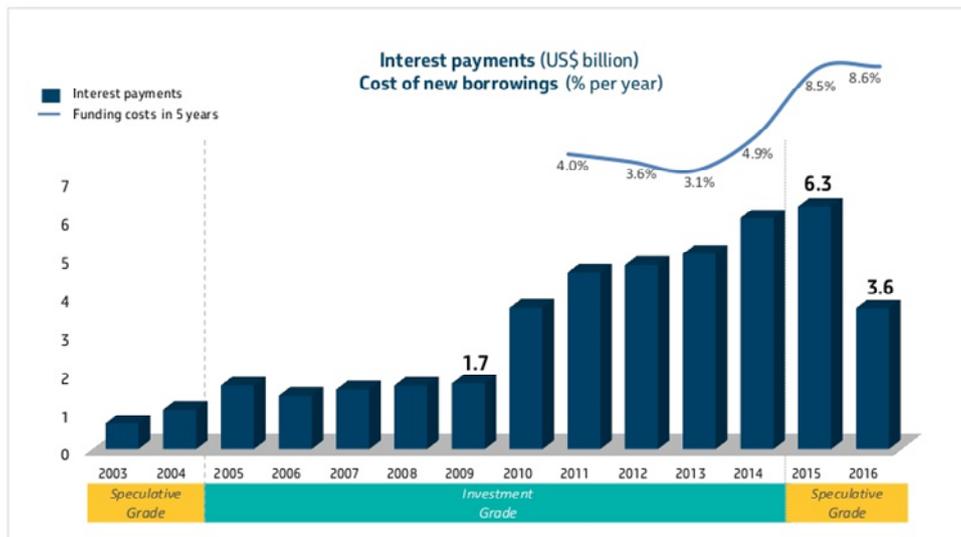


	3Q15	2Q16	3Q16
Cost of Debt (% a.a.)	6.1	6.3	6.3
Maturity (years)	7.49	7.30	7.33
Leverage (%)	58	55	55

45

図表－ 136 利払い及び借入れコストの推移

利払い及び借入れコスト



12

図表－ 137 労働コストの削減

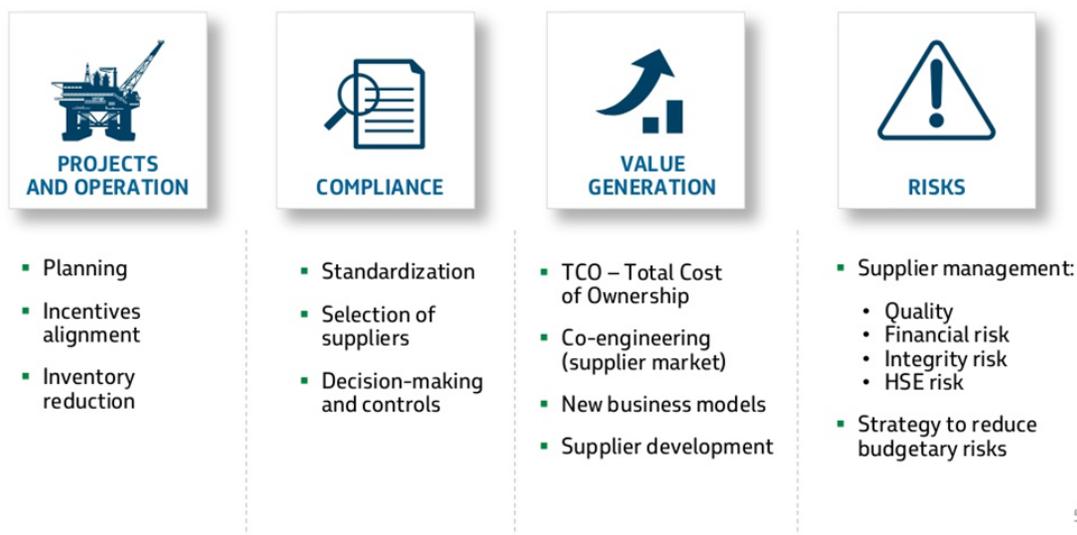
労働コストの削減



55

図表－ 138 購買プロセス管理

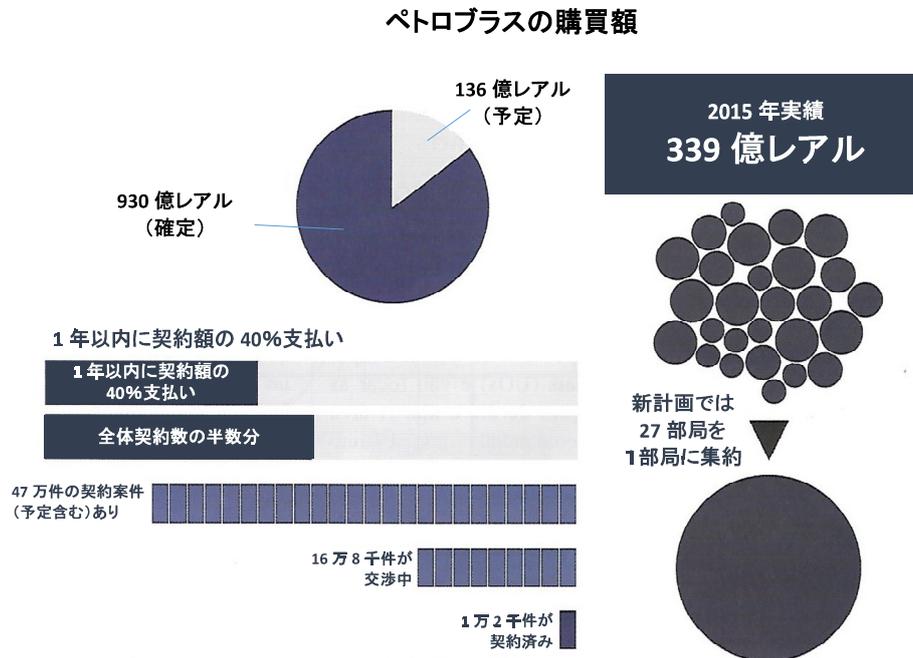
購買プロセス管理



56

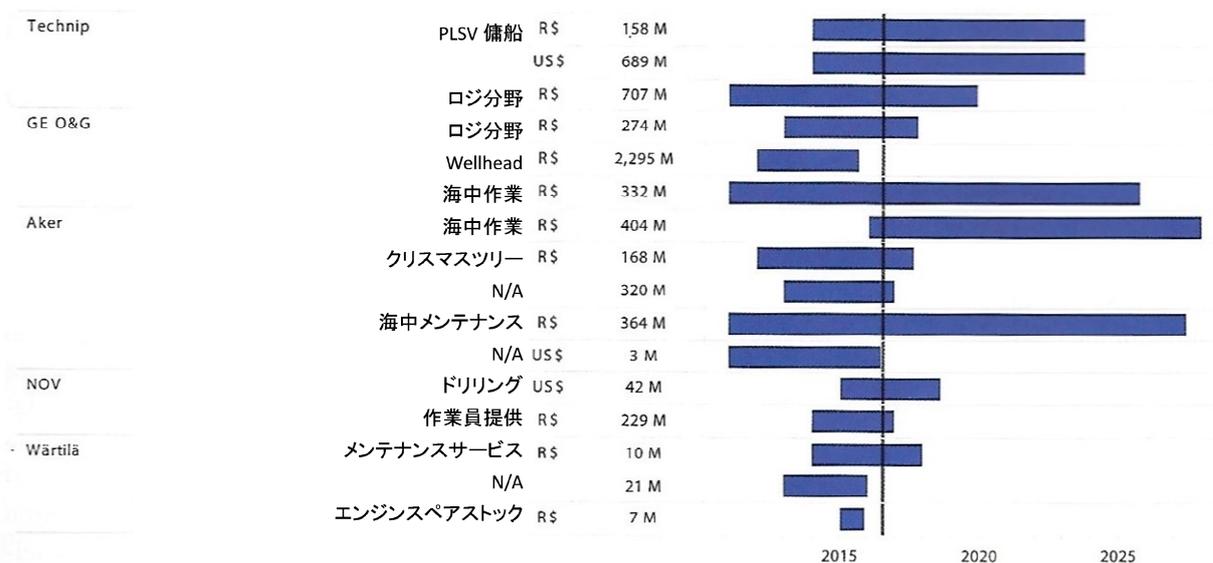
◇ ペトロプラス社の契約及び購入機器事例

図表－ 139 購買額

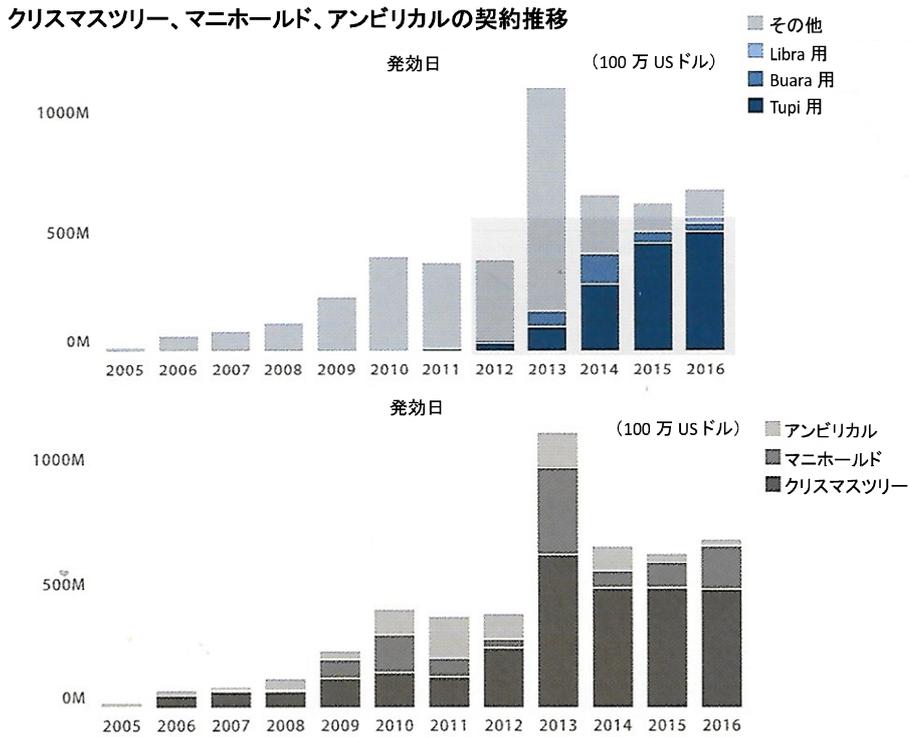


図表－ 140 ペトロプラス社の購買契約

ペトロプラス社と大手企業の契約内容(企業・分野・金額・期間)



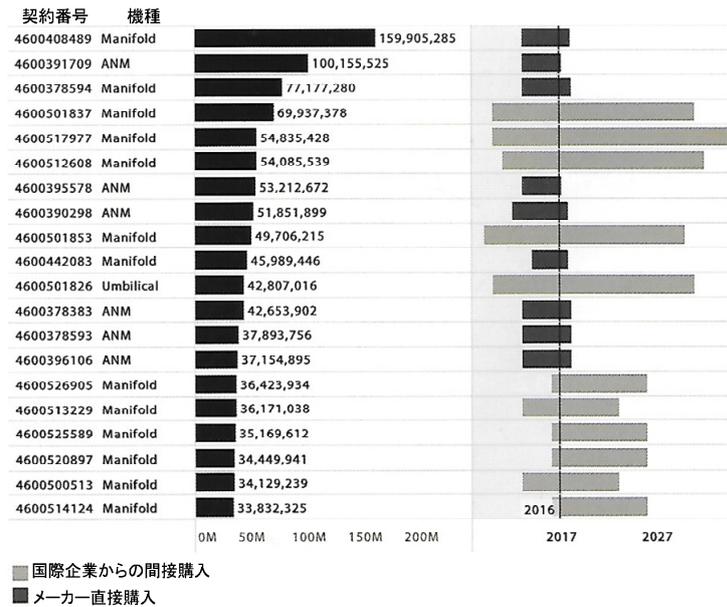
図表－ 141 購買内容



2016年第4四半期時点の大型購入品契約額上位20件は、図表－142の内容になっている。

図表－ 142 購買額による案件ランク

契約額上位20件



■ その他の石油会社の動き: Shell の例

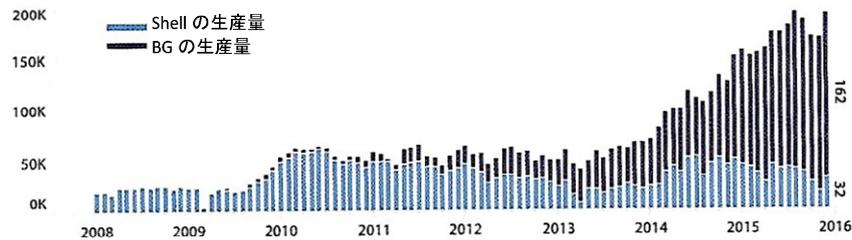
昨年、BG グループを 530 億ドルで買収した。この M&A のポイントの一つに、ブラジルに拠点を置いていた BG のプレサル事業が関係したと言われている。同社は、既に Libra 案件を通し、ブラジルのプレサル鉱区開発を行っており、Ben Van Beurden CEO は、BG 買収の文脈の中で、買収した BG のブラジルにおけるプレサル鉱区開発資産を非常に魅力的だと考えていると繰り返し述べている。

現在、ブラジル市場に同社全体の 15%の投資を行っており、日産量では世界の 10%をブラジルで生産している。

図表－ 143 Shell と BG Brasil の統合

Shell Brasil / BG Brasil の統合 (2016 年)

日産量 20 万 bbl



BG Brasil	Lula	25%	110,553	
	Sapinhoá	30%	51,449	
	Oeste de Ata..	25%	0	
Shell Brasil	Berbigão	25%	0	
	Argonauta	50%	13,688	
	Bijupirá & Sal.	80%	12,208	
	Ostra	50%	6,537	
Abalone			50%	0
総生産量			194,434	

•Shell は、Parque das Conchas 及び
カンポス堆積盆の開発に集中
•Libra 鉱区開発権 20%を保有

ブラジルでは 12 ブロックと Libra 鉱区を開発

			堆積盆	ブロック
Shell	Shell Brasil	*Shell Brasil - 80%, Total E&P Brasil - 20%	Santos	S-M-518
BG	BG Brasil	*BG Brasil - 50%, Petrobras - 40%, Galp Energia Brasil - 10%	Barreirinhas	BAR-M-300
				BAR-M-342
※サントス堆積盆の プレサル鉱区 Libra コンソーシアムメンバー		*BG Brasil - 75%, PTTEP Brasil - 25%	Barreirinhas	BAR-M-344
				BAR-M-388
				BAR-M-215
				BAR-M-217
				BAR-M-252
				BAR-M-254
				BAR-M-298
		*BG Brasil - 100%	Barreirinhas	BAR-M-340
Petrobras		*Petrobras - 60%, BG Brasil - 20%, Repsol Sinopec - 20%	Santos	S-M-623

第4章 ブラジルの制度と規制

4.1 税制

(注意：法律、規則、規制等に関しては、数値や期間を含め内容変更も有り得るので、常に最新の情報を入手確認することが望ましい。)

◎ 全般（中央・地方、物品税など）

ブラジルには連邦税・州税・市税の3段階の税と、連邦国税庁が徴収する各種社会負担金が存在する。

連邦税

法人所得税（IRPJ）

課税対象は利益額で、月額2万リアル以下の利益額には15%が課税され、月額2万リアル以上の利益額には25%が課税される。

個人所得税（IRPF）

労働者給与に対して課せられ、月収額によって税率が異なる。免税、7.5%、15%、22.5%、27.5%の5段階。

輸入税（II）

輸入品に対して課せられ、CIF価格が課税対象額。最恵国待遇ベースの単純平均税率は14%前後とされる。一般的に国内で製造していない商品は低率で、国内品のある商品は高率。

工業製品税（IPI）

ある商品を加工して出荷する際に課税され、国内製造品のみならず輸入品にも課税される。景気刺激策として、家電や自動車、建設資材の税率が調整されることがある。原則的に贅沢品ほど高率で、商品により0~60%。

輸出税（IE）

国内である商品の供給不足が起きた場合に課税される。

農地所有税（ITR）

市外にある不動産の所有者に対し課税される。

金融取引税（IOF）

金融機関が行う融資（貸付）、保険契約、証券取引、企業間ローン取引、運用、為替取引などに対して課税される。税率は金融取引の種類により異なり、頻繁に変更される。課税対象の主な金融取引の種類と税率は次のとおり。

- (1) 債券投資にかかる為替取引時：2008年に導入。何度か税率の引上げ・引下げが繰り返され、2013年6月から再び非課税に戻されている。
- (2) 融資（貸付）：借入期間に対し1日当たり0.0041%（上限1.5%）プラス借入時に固定税率0.38%。
- (3) 海外からの借入（いわゆる親子ローンを含む）：2014年6月以降、借入期間が180日以下の場合は6%。181日以上の場合は非課税。
- (4) 海外からの資本金送金（増資を含む）：0.38%。
- (5) 保険取引：生命保険および傷害保険は0.38%、医療保険は2.38%、その他の保険は7.38%。
- (6) 定期預金や投資信託の運用：30日未満の短期の運用に対し課税される。課税率は運用期間により96%から3%に逡減。運用期間が30日を超える場合には非課税となる。なお、運用収益から金融取引税を控除した金額に対し所得税が課税される。所得税率は運用期間により異なり、180日までの運用の場合22.5%、360日までの運用の場合20%、720日までの運用の場合17.5%、721日を超える運用の場合15%。
- (7) 輸出入取引：輸出取引は非課税。輸入取引は0.38%。
- (8) 配当金および投下資本に対する利息支払いのための外国送金：非課税。
- (9) ブラジル国内で発行されたクレジットカードの海外での使用：6.38%。

州税

商品流通サービス税（ICMS）

商品の流通や通信、運輸サービスなどにも課される付加価値税で、各州により適用する対象物品とその税率が異なる。サンパウロ州の場合で18%～、リオデジャネイロ州の場合で19%～。

自動車保有税（IPVA）

自動車保有者に対し年に1回課税される。車種、排気量により課税額が異なる。

相続譲渡税（ITCMD）

資産や権利の譲渡、相続の際に課税される。

市税

サービス税（ISS）

役務提供を行う法人や個人の受取対価に対して課せられ、市により課税額が定められる。

都市不動産所有税（IPTU）

不動産の時価に対し算定される。

生存者間不動産譲渡税（ITBI）

生存者間の不動産の譲渡ならびに、不動産に対する権利の譲渡に対して課税される。

社会負担金

社会負担金は国民の健康や年金および弱者救済を目的として徴収される。負担額の計算が法人の売上高や利益に対してなされ、徴収は連邦国税庁によって行われるため、税金に順じたものとして捉えられている。

社会保険融資負担金 (COFINS)

すべてのサービスや商品の総売上高に対して、3%または7.6%の負担が課せられる。輸入品に対する税率は、2015年5月に7.6%から9.65%に引き上げられた。

社会統合基金・公務員厚生年金 (PIS・PASEP)

総売上高に対して0.65~1.65%の負担が課せられる。輸入品に対する社会統合計画分担金 (PIS) の税率は2015年5月に1.65%から2.1%に引き上げた。

法人利益に対する社会負担金 (CSLL)

国内に住所を有する全ての法人と法人格の扱いを受ける者に負担義務がある。負担率は原則9% (ただし金融・保険会社は20%)。

社会保険院 (INSS) への負担金

基本的な社会保障サービス (公的な健康保険、年金など) に係る徴収システムで、社会保障の他、教育・職業訓練機関等に係る負担金が統合されたもの。

勤続年数保証基金 (FGTS)

各従業員の給与支払額に対して雇用主に課され、負担額は労働契約内容により異なるが原則8%。この納付金は、従業員名義のFGTS専用口座に預金される。従業員が正当な理由なくして解雇された場合、当該口座のFGTS残高に40%を加算した額を、雇用主が従業員に対して支払わなければならない。

参考: アマゾン地域・ブラジル北東部における税制恩典

アクレ、アマパ、アマゾナス、マト・グロッソ、パラ、 Rondônia、ロライマ、トカンチンスの各州、およびマラニョン州の一部では国家統合省管轄下のアマゾニア開発監督庁 (SUDAM)、マラニョン、セアラ、ピアウイ、リオ・グランジ・ド・ノルテ、パライーバ、ペルナンブコ、アラゴアス、セルジッペ、バイーアの各州、およびエスピリトサントの一部、ミナス・ジェライス州北部地域では北東部開発庁 (SUDENE) により認可の与えられたプロジェクトを実施する法人に対して、以下の恩典が与えられる。

◎ 法人所得税 (IRPJ) の減免措置

2013年7月4日付全国統合省省令283号によれば、2000年1月1日~2018年12月31日の期間に承認・登録された新規実施・拡張・設備更新等を行なうプロジェクトを持つ法人に対しては、生産開始の翌年より10年間、事業所得に対する所得税の75%が減免される。

◎ 商品流通サービス税（ICMS）の減免措置

州税であるため、減免率は州や商品の種類によって異なる。主に各州の企画局の認可を必要とする。

◎ 商船更新追加税（AFRMM）

造船業奨励のための、輸送費に対する追加負担金-の免除恩典を受けるには、SUDAMによる評価を受ける必要がある 2013 年 7 月 4 日付全国統合省省令 283 号によれば 2015 年 12 月 31 日まで免除。

その他

● 送金にかかる税金

連邦税の源泉所得税（IRRF）15%と特定経済分野介入負担金（CIDE）の 10%などが送金に課される。ロイヤリティーや技術支援などに係わる送金に課せられる IRRF は、送金先が日本の場合は二国間租税条約により 12.5%となる。ロイヤリティー送金には、技術提供契約、専門技術サービスおよび技術 援助契約、特許ライセンス契約、商標ライセンス契約、フランチャイズ契約が含まれ、いずれも国家工業所有権院および中央銀行への登録が必要。

◎ 関税

ブラジルは関税同盟メルコスル（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ）に加盟しているため、1995 年 1 月より対外共通関税（TEC）を採用している。TEC は加盟 4 カ国に一律課せられるが、特定の品目については例外関税が認められており、ブラジルは通信機器部品や半導体部品などに適用している。

上記の例外関税に加えて、ブラジル政府は（Ex-Tarifario エクス・タリファリオ）と呼ばれる特別関税の適用を認めている。原則として、国産品がなく輸入でしか国内供給をまかなえない品目に適用される。適用を受けるには審査が必要で、国産品がないことを証明しなければならない。関税率の変動を担当する開発商工省の貿易審議会（CAMEX）が決定を行なう。

4. 2 輸出入全般に関する制度及び規制

■ 全般に関する制度及び規制

【ラダール (RADAR) 及びレイ (REI) の取得】

輸出入を行う事業者は、担当官庁である財務省の連邦収税局への登録 (RADAR) か、もしくは開発商工の輸出入業者登録 (REI) に事前登録する必要がある。ラダール (RADAR) は、輸出入業者の資金の流れを把握し脱税やマネーロンダリングの防止を目的とする。輸出入業者は取り扱う輸出入額によって、通常「簡易」もしくは「通常」に分別され、審査には「簡易」で2~4週間、「通常」で約2カ月要する。認可されると暗証番号を入手できる。

ラダールを取得することで外国貿易総合システム (SISCOMEX シスコメックス) を利用することが可能となり、輸出入に関する通関業務は SISCOMEX を通じてオンラインで行われる (日本の通関情報処理システム NACCS に相当)。

通常の輸入手続きでは、輸入会社のラダールが稼働状態にあることを SISCOMEX で確認し、輸入する物品のインボイスをもとに TEC の関税コード (NCM コード) を決定。NCM コードが SISCOMEX によって規制管理されているか確認し、規制がなければ輸出者に対して船積み手配を依頼するが、規制がある場合は関連機関へ輸入ライセンスを申請する。

中古財は原則として国内に類似品がないことを条件に輸入が認められるが、消費財の場合は基本的に認められない。

ブラジル政府は輸出振興に力を入れており、輸入よりも輸出の方が規制は少ない。輸入と異なり大半のものが自由に輸出できるが、一部農畜産品、革などは特別な手続きを要する。輸出業者の登録・管理は開発商工省貿易局が担当し、貿易統計の情報化に役立てている。輸出手続きでもラダールの稼働状態を SISCOMEX で確認し、次に物品の NCM コードが規制管理されているか確認する。REI は、SISCOMEX を通して一度輸出入操作を行った企業は開発商工省貿易局 (SECEX) により自動的に登録される。

【ドローバック制度】

ドローバック制度とは、ブラジル国内のメーカーが輸出品を製造するにあたり必要な部品・資材・副資材を国内市場から購入もしくは外国から輸入した場合に、各種税金が保留もしくは免除される仕組み。

■ 技術供与及び合弁事業(出資)

技術移転契約、または知的所有権ライセンスに係る契約は、国立工業所有権院 (INPI、日本の特許庁に相当) への登録がまず必要。この登録により、その契約が第三者に対する効力 (第三者対抗要件) を発揮し、契約金額の送金や、その契約における所得税および利

益に対する社会分担金（CSLL）の納付控除が可能となる。

商標、特許、技術移転とフランチャイズ契約、コンピュータプログラム、工業デザイン、地理表記、集積回路図面が INPI への登録対象。

登録には多くの条件が要求され、供与技術、権利範囲、テリトリー（実施地域）、技術移転の方法、新技術・改良技術の供与、サブライセンス、商標の使用、資材の購入、製品の生産量、販売、性能保証、機密保持、技術移転料の決め方、支払い時期・方法、紛争解決、移転料受け払いに係る納税者などについて明確に取り決めておく必要がある。

ブラジル企業に技術供与を行う際の留意点

① INPI およびブラジル中央銀行（BACEN）への登録

技術移転契約は INPI に登録した後、BACEN への登録も必要。ブラジルでは対外送金が制限されており、特に貿易外送金は許可が必要で、契約が中央銀行に登録されていないとロイヤリティーなど技術移転料の送金（支払い）ができない。

そのため、日本側 X 社がブラジル側 Y 社と技術移転契約を締結する場合、当該 Y 社は INPI および中央銀行への登録を行い、登録が完了した時点で本契約を発効することが求められる。

② 契約の内容

商標使用の強制、生産量の制限、輸出を含む販売の制限、日本からの材料購入の義務付け等の条項を含む契約は INPI での登録を拒否される可能性があるので注意が必要。

③ 特許の有無

特許の有無により法律上の権利が異なり、例えば、特許のない技術の場合、契約期間満了後は供与技術の自由使用を制限できない。そのため、契約書には特許や商標権の INPI への登録番号を記載すること。

④ 契約の期間

技術（ノウハウ）提供契約の契約期間は原則 5 年で、INPI が認めれば同期間の延長が一度可能。

⑤ 技術移転料の上限

【ロイヤリティー】

外国に対するロイヤリティーは、その契約を内国工業所有権院及びブラジル中央銀行に登録していることを条件に損金算入が認められるが、対象製商品の純売上高の 5% が損金算入の上限となる。又、損金に算入できるのは対象製商品の生産開始或いは技術導入時から 5 年間だけ。

外国法人のブラジル支店から本店への送金、又、外国法人に経営を支配されている法人が当該外国法人に対して送金することは認められていない。

損金とされないロイヤリティーの支払、或いは損金算入限度を超過した支払は利益処分と看做される。

(参考) 工業所有権法の目次

工業所有権法 (法律第 9279 号)

目 次

前文

第 I 編：特許権・実用新案権

第 I 章：資格

第 II 章：特許・登録を受ける可能性

第 I 節：特許・登録を受ける事が出来る発明及び実用新案

第 II 節：優先権

第 III 節：特許・登録を受ける事ができない発明及び実用新案

第 III 章：特許権、実用新案権の出願

第 I 節：特許権、実用新案権の出願の受理

第 II 節：出願の条件

第 III 節：出願の手続き及び審査

第 IV 章：特許、実用新案権の付与及び存続期間

第 I 節：特許、実用新案権の付与

第 II 節：特許権・登録権の存続期間

第 V 章：特許・登録により付与される保護

第 I 節：権利

第 II 節：先使用者

第 VI 章：特許権、実用新案権の無効

第 I 節：一般規則

第 II 節：無効の行政審判手続き

第 III 節：無効の訴訟

第 VII 章：移転及び登録

第 VIII 章：実施権の許諾

第 I 節：任意許諾

第 II 節：実施許諾の申し込み

第 III 節：強制実施権

第 IX 章：国防の利益に関する特許権

第 X 章：発明の追加証明書

第 X I 章：特許権、実用新案権の消滅

第 X II 章：年間特許料

第 X III 章：回復

- 第XIV章：従業者発明または職務発明及び実用新案
- 第II編：意匠
 - 第I章：資格
 - 第II章：意匠権登録の可能性
 - 第I節：登録可能な意匠
 - 第II節：優先権
 - 第III節：登録不能の意匠
 - 第III章：登録の出願
 - 第I節：登録の受理
 - 第II節：出願の条件
 - 第III節：出願の手続き及び審査
 - 第IV章：登録の付与及びその存続期間
 - 第V章：登録により与えられる保護
 - 第VI章：実効性の審査
 - 第VII章：登録の無効
 - 第I節：一般規則
 - 第II節：無効の行政審判手続
 - 第III節：無効の訴訟
 - 第VIII章：登録の消滅
 - 第IX章：5カ年の登録料
 - 第X章：最終規定
- 第III編：商標
 - 第I章：登録の要件
 - 第I節：商標登録を受けられることができる標章
 - 第II節：商標登録を受けられない標章
 - 第III節：著名商標
 - 第IV節：周知商標
 - 第II章：優先権
 - 第III章：登録出願人
 - 第IV章：商標に関する権利
 - 第I節：取得
 - 第II節：登録により付与された保護
 - 第I章：存続期間、譲渡及び注記
 - 第I節：存続期間
 - 第II節：譲渡
 - 第III節：注記登録
 - 第IV節：商標使用の許諾
 - 第VI章：権利の喪失
 - 第VII章：団体商標及び品質商標
 - 第VIII章：出願

- 第Ⅸ章：審査
- 第Ⅹ章：登録証明書の下付
- 第ⅩⅠ章：登録の無効
 - 第Ⅰ節：一般規定
 - 第Ⅱ節：無効の行政審判手続き
 - 第Ⅲ節：無効の訴訟

第Ⅳ編：地理的表示

第Ⅴ編：工業所有権に対する犯罪

- 第Ⅰ章：特許及び実用新案に対する犯罪
- 第Ⅱ章：意匠権に対する犯罪
- 第Ⅲ章：商標権に対する犯罪
- 第Ⅳ章：商標、事業所の名及び宣伝の標章の手段による犯罪
- 第Ⅴ章：地理的表示またはその他の表示に対する犯罪
- 第Ⅵ章：不整競争に対する犯罪
- 第Ⅶ章：一般規則

第Ⅵ編：技術移転とフランチャイズ

第Ⅶ編：一般規定

- 第Ⅰ章：不服申立
- 第Ⅱ章：当事者の行為
- 第Ⅲ章：期間
- 第Ⅳ章：時効
- 第Ⅴ章：INPI の行為
- 第Ⅵ章：分類
- 第Ⅶ章：料金

第Ⅷ編：経過規定及び末尾規定

● その他

ブラジル国内で自社商標の登録を行っておくと、受益者、ライセンシー、もしくは他のブラジルの会社が不当に出願することを防止できる。また、特許品の場合、権利者による輸入しか認められず、並行輸入は認められていない。

技術移転契約の INPI 登録は法令上 30 日以内の回答が定められているが、実際は 3 カ月～半年を要しており、改善が求められている。

■ ブラジル進出企業の法人設立形態には主に株式会社と有限会社があり、多くの進出企業が有限会社の形態を採用している。

有限会社のメリット

- ① 財務諸表が、最低年 1 回開催される総会で承認されればよく（株式会社の場合、この上財務諸表の公告が義務付けられる）、さらに、共同出資者全員が書面で議決する場合に総会開催が免除される。
- ② 経営審議会の常設が不要。
- ③ 零細企業に対してシンプレス（SIMPLES NATIONAL）と呼ばれる簡易で低率税制体系が適用される（株式会社には適用不可、業種や売上高による制限有り）。
- ④ 増資、株式譲渡、定款変更、会社清算手続きなどは 3/4 以上の出資者の合意により可能。
- ⑤ 日本の取締役の役割を担う業務執行者は 1 名で良い。
- ⑥ ブラジル証券取引委員会に登録された外部の会計監査人が不要

株式会社のメリット

- ・ 出資者の加入、脱退は株式移転台帳への反映があればよく、会社定款の改定を必要としない（有限会社の場合、その都度定款を改定し、商業登記所(Cartorio)への登録が必要）。
- ・ ブラジル証券市場への上場が可能

会社設立手続き

- ① 会社商号の選択：同一商号の有無を確認
- ② 会社形態の選択：株式会社、有限会社など
- ③ 会社定款を定める

会社商号
会社所在地（所在地を証明する書類が必要）
会社の業務内容（製造業、貿易業、サービス業など）
出資者（外国人であるなしにかかわらず、会社設立のためには最低 2 人必要。ブラジルに居住しない外国人の場合は、ブラジルに居住する代理人を任命する必要がある。委任状はブラジル領事館による認証が必要）
業務執行者（有限会社は最低 1 人選任する。業務執行者はブラジル居住者がなれる）
出資金の内訳
会社の形態

※会社資本の 4 分の 3 を有する出資者は、定款を一方的に変更できる。

新たな出資者を加える場合は、出資者の 4 分の 3 の承認が必要。非出資社員を管理職に任命する場合、出資者の 3 分の 2（資本払込が完了している場合）、もしくは 100%（資本払込が完了していない場合）の承認が必要。

④ 資本のブラジル中央銀行登録：

ブラジル国外からの投資は、全てブラジル中央銀行（BACEN）に登録されなければならない。この登録を行わない場合、配当金の国外への送金や投資を引き上げる際の権利が

確保されない。

国外の企業がブラジル国内に有限会社および株式会社を開設しそこに駐在役員を置く場合、原則として 50～60 万リアル相当以上の海外からの投資を中銀に登録する。これにより駐在役員 1 名分の永住ビザが発給される。なお、海外からの投資の登録後 2 年以内に 10 名以上のブラジル人従業員を雇用可能な計画を提示できた場合は、15 万リアル相当の投資額をもって永住ビザが発給される。なおこれらの場合の駐在役員は、現地企業の定款に役員として記載されなければならない。

一般的にブラジルからの海外送金には特別な制限はないが、海外との資金のやり取りは中央銀行が管理している。中央銀行は資金のやり取りを行う金融機関に対し、入出金の相手先である海外の法人・個人に関する情報、為替取引の根拠となる送金目的をコード別に通知するよう定め、企業側は送金目的を証明する書類を金融機関に提出しなければならない。

4. 3 外資規制

① 禁止業種

外資参入が禁止されている業種は、核エネルギー開発関連、郵便、電報業、航空宇宙産業。

② 規制業種

出資比率を含めた業種別の外資規制には、以下があげられる。

・テレビ、ラジオ、新聞の経営及び所有（外国企業、外国人、もしくはブラジルへの帰化後 10 年未満の者は、議決権株式の 30% までしか保有が認められない）。
・国内航空業/陸上貨物輸送業（議決権付き株式の 51% 以上をブラジル人が保有していなければならないなど）。
・ケーブルテレビ（ブラジルに本社があり、議決権付き株式の最低 51% がブラジル法人、個人が所有など）
・軍事産業（議決権付き株式の 3 分の 2 以上をブラジル人が保有していなければならない。）
・国境周辺での活動（国境周辺での経済活動をする事業体は、株式の最低でも 51% がブラジル法人、個人が所有など）
・沿海輸送サービス（船籍がブラジルの船舶を最低 1 隻所有していなくてはならず、また、運航会社はブラジルに本社を置き ANTAQ の認可を有していなければならない）ブラジル資本が過半数かつ、経営陣の過半数はブラジル人でなくてはならない。
・鉱物・水資源の開発および調査事業 ブラジルに本社があり、ブラジル政府による認可が必要。